

新潟市公告第200号

公募型プロポーザル実施公告

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

令和8年4月21日

新潟市長 中原 八一

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業（北・中央・西蒲区） 一式

(2) 業務の内容等

「新潟市NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業（北・中央・西蒲区）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

新潟市こども未来部こども政策課が指定する場所

(4) 履行期限

令和9年3月31日

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案競技を実施し、最も優れた提案を行った者と交渉のうえ、契約を行う。このため、別途定める様式により提案書を提出すること。

(6) 委託予定上限価額

業務実施区ごとに上限額 600,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2 参加者に必要な資格

本件の提案競技に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 以下、ア～イを満たすNPO法人又はこども食堂等であること。

ア. 参加表明書提出時に新潟市内に事業所等があること。なお、こども食堂は「新潟市こども食堂ネットワーク」に登録のある団体であること。

イ. 当該事業所等が新潟市競争入札資格者名簿に登録されていること。又は、設

立日から申請日までの期間が1年以上経過している団体または個人。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

- (3) 参加表明書の提出から契約の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (4) 国税及び市税に未納がないこと。
- (5) 次の申し立てがされていない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

3 応募手続き等

- (1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども未来部こども政策課

電話：025-226-1193（直通）

E-mail：mirai@city.niigata.lg.jp

- (2) 要領等の公開期間及び入手方法

本公告の日から新潟市こども未来部こども政策課ホームページでダウンロードすること。（（妊娠・出産・子育てのお知らせ））

<https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/index.html>

- (3) 仕様書等についての質問書の提出期限、場所及び提出方法

令和8年4月24日（月）午後5時までに、上記3（1）に持参・郵送または電子メールにより提出すること。

(4) 参加表明書の提出期限、場所及び提出方法

令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時までに、上記 3（1）に持参又は郵送（必着）にて提出すること。郵送する場合は、提出先である新潟市役所に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法とする。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び提出方法

令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時までに、上記(4)と同様の方法で提出すること。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、すべての提案者に電子メールで通知するほか、新潟市ホームページに、最優秀提案者の名称、得点の合計を掲載する。その他の提案者については、提案者名を伏せて得点の合計を掲載する。なお、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

4 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 提案者への参加報酬の支払いは行わない。

(3) 提案にかかる費用はすべて提案者の負担とする。

(4) 契約保証金については、新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定による。